

議案第 7 号

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

東秋留駅南口第 1 自転車等駐車場を廃止することに伴い、東秋留駅南口第 3 自転車等駐車場の名称を東秋留駅南口第 1 自転車等駐車場とするため、規定を整備する必要がある。

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 9 年あきる野市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表東秋留駅南口第 1 自転車等駐車場の項中「あきる野市野辺 4 6 7 番地 1」を「あきる野市野辺 4 6 5 番地 4」に改め、同表東秋留駅南口第 3 自転車等駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。